

平成 1 9 年度第 4 回
新宿区環境審議会

平成 1 9 年 1 1 月 2 6 日 (月)

新宿区環境土木部環境保全課

平成19年度第4回新宿区環境審議会

平成19年11月26日(月)

本庁舎6階第2委員会室

1 議題(報告)

- (1) 環境影響評価について
- (2) 新宿区環境基本計画の見直しの中間報告について
- (3) その他

2 資料

(事前送付資料)

- 1 環境影響評価調査計画書(黄色冊子)
- 2 「千代田区富士見町二丁目10番地区市街地再開発ビル建設事業」に係る環境影響評価調査
調査書の概要
- 3 新宿区環境基本計画改定素案

(本日配布資料)

- 資料1 「千代田区富士見町二丁目10番地区市街地再開発ビル建設事業」に係る環境影響
調査検討会実施結果
- 資料1-2 「千代田区富士見町二丁目10番地区市街地再開発ビル建設事業」に係る環境影響
評価調査計画書の概要
- 資料2 パブリックコメントの実施結果
- 資料3 新宿区立環境学習情報センターの耐震補強工事等に伴う仮施設について

審議会委員

出席(13名)

会長 丸田 頼一

委員 安田 八十五

委員 サキ田 裕 子
委員 岩 本 美 枝
委員 小 林 辰 男
委員 村 山 正 治
委員 佐々木 一 彦
委員 邊 見 隆 士

欠席（3名）

副会長 立 花 直 美
委員 高 瀬 賢 三

委員 勝 田 正 文
委員 内 藤 浩 市
委員 板 本 由 恵
委員 加 藤 正 巳
委員 川 俣 一 彌

委員 西 山 安 江

午後 2 時 0 1 分開会

開会

会長 では、定刻を過ぎましたので、平成19年度第 4 回の環境審議会を開催いたします。

本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

それでは、事務局から本日の欠席のご連絡とか、よろしく願いいたします。

環境保全課長 立花副会長、西山委員、高瀬委員につきましてはご欠席ということでございます。定数は16名でございますので、審議会規則によりまして開会の条件は満たしております。

よろしくどうぞお願いします。

会長 わかりました。

事務局説明

会長 それでは、本日の議題につきまして、同じく事務局からご説明をお願いいたします。

環境保全課長 お手元の次第でございますように、本日は3点にわたりましてご議論いただきたいと思っております。

まず第1点目は、環境影響評価についてでございます。2点目は、環境基本計画の見直し
の中間報告についてでございます。そして、その他ということでございます。

以上でございます。

会長 わかりました。

環境影響評価について

会長 では、最初に環境影響評価についてでございますが、今回こういった議題で初めてご審議をお願いするのですが、その経緯を申し上げます。私が杉並区などの環境審議会にも関わっておりまして、杉並の場合は、東京都のアセスとかに係る際に、区長の意見が都から求められるので、審議会を開いて、審議会の結果を区長の方にお伝えして、それを参考にしながら区長が都に対しての意見を述べるということをやっております。

それで、以前、邊見部長さんに新宿区では議題に上らないが、どうなっているのかとお話をしましたら、今までは区長の方は色々な事務当局にお話をお聞きして、それから意見をつくって都の方にお答えしていたということのようでございます。

そのようなこともお聞きしながら、事務局の方で今後のことを検討した際に、新宿区も審議会のご意見を参考にすることになったようです。今日このように議題として取り扱われるようになってきたという経緯でございます。

委員の皆さんも、その辺のご理解の程、よろしく申し上げます。

審議会が、色々な案件が出てきた場合、忙しくて大変だというようなことも可能性としてあるわけですが、以前から、都市計画審議会も長い間、私は関係していますが、環境問題というのはとても多いんですね。それで、1人で頑張るときもありますが、1人だけということもまた逆にありまして、もっと環境に関心を持ってもらいたいということも根にはございます。その辺の事情もご理解頂いて、審議して頂ければと思いますので、よろしく申し上げます。

それでは、事務局から本日の環境影響評価についてということでご説明をお願いして、以後、ご質疑をお願いしたいと思えます。

環境保全課長 それでは、今、会長からもございましたように、この環境審議会は、新宿区環境基本条例21条により設置されております。その中の所掌事項として、環境基本計画に関する事、そして前号に掲げるもののほか環境の保全に関する基本的事項ということで、今回この環境影響評価につきましてご審議頂く訳でございますが、事務局といたしましては、この環境の保全に関する基本的な事項の範疇に入るとということで、今回、条例改正をせず審議会のご意見を頂くという運びにさせていただきました。

それでは、今回、初めて環境影響評価につきまして環境審議会のご意見を伺うわけでございますので、幾つか資料をお手元に用意してございます。

まず、東京都の環境影響評価制度の冊子がございますので、お開き頂きたいと思えます。

1ページをめくって頂きますと、環境影響評価条例に定める基本手続ということで、それぞれの日程が記されております。

この真ん中の水色の部分が、今回の東京都からの環境影響評価の区長意見を述べよということでございます。左側の黄色い部分につきましては、東京都が自ら建物を建てるなり、あるいは環境に影響するような事業をする際の手続でございまして、今回は民間事業者ですので真ん中の手続になります。

今現在、この赤字で書いてあります調査計画書、これが10月の末に事業者から出てきた段階です。そして、それに基づいて、今回、東京都から区長の意見を求めているというものが、このピンク色の部分の関係区市町村等の意見ということでございます。この期間が、

12月3日まで、都知事あてに意見を述べるというものでして、それに当たりまして環境審議会のご意見を頂戴するという手続になっております。

以降、東京都におきましては、この意見を基に評価書案を出し、そして説明会などを開いて、実際に関係する方々の意見を広く聞いて事業を実施するということになっています。

次に3ページ、4ページ目の東京都の環境影響評価制度の種類と要件ということでございますが、1から26までの種類につきまして、この条例に基づいて事前の評価をするというものです。今回はそのうちの4ページの14番、高層建築物の新築に該当しまして、後でご説明申し上げますが、高さ100メートルを超えかつ延べ床面積が10万平米を超える物件でございます。

それでは、お手元に本日の議事次第の後に入っています事前に郵送はさせて頂いております資料1-2が、再度今日説明のために添付をさせて頂きましたので、ご覧ください。

「千代田区富士見二丁目10番地区市街地再開発ビル建設事業」に係る環境影響評価調査計画書の概要というものでございます。

事業者の名称等や事業の名称、種類につきましては、ここに書いてあるとおりです。

3番に対象事業の内容、概要ですが、表の1にありますように、千代田区の富士見二丁目、飯田橋の西口を出ました南側の現在警察病院や建設会社等がある部分です。その一角を再開発するというものです。事業区域面積は2.44ヘクタール、敷地面積は1.67ヘクタール、建築面積、約1万平米、そして延べ床面積が18万6,000平方メートルです。主な建築物につきましては、業務・商業棟、住宅棟です。業務・商業棟は160メートル、住宅棟も160メートルです。主要な用途ですが、オフィス、住宅、教会、商業、駐車場等です。駐車場は約430台分です。工事予定期間は、平成20年度から平成24年度を、約49カ月の工期で予定をされております。供用開始は平成24年度です。

今回、関係する区に縦覧・閲覧ということでして、11月12日から21日までの間、この縦覧・閲覧を行ってまいりました。閲覧・縦覧場所につきましては表記のとおりです。

5番目がこの意見でございます。12月3日までに、区長の意見を東京都に提出をするというものです。

裏面に今後の若干内部的な会議の予定も書いてありますが、本日の審議会で、意見案を頂いた後に区長意見を12月3日までに出示します。そして、12月下旬には調査計画書が都知事の意見ということで出されます。今後、評価書ができた段階では、この審議会で再度ご報告をさせていただきます。

次に3ページ目ですが、今回事業者から出されてきました環境影響評価に対する項目です。東京都条例規則によりまして、17項目が環境影響評価の項目となっておりますが、今回はそのうちの12項目が該当するというものです。工事施行中、そして工事完了後、合わせまして12項目を実施するというものです。

次の5ページ目を開いて頂きますと、事業者が考えている今の環境に影響を及ぼす恐れのある範囲ということで、この点線が書かれております。下の丸の部分に新宿区内が含まれています。また、縦の部分が伸びていますが、これは文京区や豊島区に影響するというところで、電波障害に関してこちらにも影響するというものです。

以上でございます。

会長 ありがとうございます。

それでは、只今のご説明につきまして、何かご質問、ご意見がございましたらお願いします。

小林委員 気がついた点を申し上げます。

1つ目は、その地域、対象物、住む人たちを総合的に考えますと、開発というのは非常に大事です。そして、この開発というのは人工的な行為ですから、人や車による社会環境と自然環境を調和させていく必要があると思います。

2つ目ですが、この開発地域は、新宿区の境界近くなので、影響が非常に大きいと思います。左半分下の円の中に含まれておりますが、現状保持が基本であって、今以上に環境の向上を期待します。

3番目として、23ページ以下の交通について、車両と乗車人員の表があります。今日の資料を見ますと、2カ所交通調査した点の1点が新宿区内です。調査地点が若干少なく、その地点だけでいいかなと疑問に思うところもあります。また、もう少し将来予測も明確に入れて頂ければと思います。

そして、歩行者の動線等の計画も、11ページや13ページに示されてはいますが、飯田橋の西口や牛込橋等の影響の実態というのはありません。本日の資料の中に、牛込橋が入ってきましたが、その辺はしっかり考える必要があるだろうと思います。

4番目として、災害の予防と対応ということですが、地震とか特殊な災害があった場合に、当然に避難の通路や避難場所が新宿区に影響あると考えます。ですから、その辺も入れる検討をする必要があります。

会長 事務局、何かございますか。

環境保全課長 それでは、本日お配りした資料の中で、資料1がございます。これは、これまでこのような環境アセスの区長の意見を述べる際に、内部組織ですが、環境影響調査検討会を開催してます。メンバーは、環境土木部や都市計画部の部課長、そして区長室の危機管理課長です。

そこで検討した内容を、本日お手元に資料1ということでお配りしました。小林委員からもご発言あったことも含めて検討しましたので、ご紹介させていただきます。

会長 よろしく申し上げます。

環境保全課長 資料1です。「千代田区富士見二丁目10番地区市街地再開発ビル建設事業」に係る環境影響評価調査検討会の実施結果、検討結果です。

その中で、1番から6番まで、6項目ほど新たにこの文を加えるべきということが意見としてまとまりました。

まず、電波障害項目につきましては、建築工事中においても発生する恐れがあるため、環境影響への配慮を行われたいというものです。

先ほどの概要版の3ページ目に、17項目中12項目に丸がついていますが、ここで電波障害につきましては、工事完了後は建物の存在による影響ということで丸がついていますが、工事施行中には丸がついていません。工事中においても発生する恐れがあるということで、この調査をしてもらいたいという意見です。

です。景観項目の調査地点に、外堀通りからの眺望地点を設けるよう要望するものです。このお配りさせて頂いた準備組合の環境影響評価調査計画書の90ページ目の景観調査地点ということで、8ポイント設けております。新宿区内でも、2と6ということで、神楽坂の部分と市谷の部分がありますが、この建物は区境にあるので外堀と面しています。160メートルの高さで、この外堀からの眺望がどのような形になるのか、景観という項目からこの調査地点を設けてほしいという要望です。

番目です。工事完了後の発生集中交通量に鑑み、大気質・気象・自動車交通量調査地点に牛込橋を追加要望するというものです。また、この冊子の11ページ目で、この工事の完了時点には、平日で6,800台、休日で2,100台の交通量があるとの予測をしておりますが、それに関して交通量の調査などを加えてほしいというものです。

次に73ページ目です。

この地点で、騒音、振動、自動車交通量調査地点ということで、ポイントが載っていますが、飯田橋駅を出て、この外堀を渡る牛込橋の地点の交通量調査をやってほしいというも

のです。

次に、 番目ですが、景観について、建物の外壁や窓からの西日の反射を軽減する材料を使用することと、質感・色彩・色相に配慮することを要望するというものです。建物の素材によっては反射する西日が交通の妨げになるとか、新宿側の建物に影響するというところも考えられるので、その辺の材料や色なども配慮を要望するというものです。

それと 番目ですが、先ほどの58ページ目の温室効果ガス項目につきましては、工事の完了後に丸がついていますが、建築工事中でも地球温暖化防止に配慮し、影響評価予測を行うということです。

番目ですが、この環境影響評価には、直接項目には当たりませんが、この計画書全体を読む中で、小林委員からの要望にもありましたとおり、飯田橋駅から非常に近い距離にあるので、地震や大きな災害時には鉄道が止まることも予想されるので、帰宅困難者対策を計画書に盛り込む必要があるということが出ました。

また、この計画書は、千代田区の計画のため、千代田区の参考書籍名が載っていますが、新宿区にも多大な影響がありますので、新宿区の都市計画マスタープランも参考にという要望です。

最後に、工事中及び供用開始後も含めて、当該事業に係る苦情や要望の受付窓口を設置して、誠実かつ適切に対応して頂きたいとの要望です。

この6項目にまとめたところです。参考にして頂ければと思いますのでよろしくお願い致します。

会長 わかりました。

サキ田委員 今回資料1 - 2でお示しの17項目のうち今回の建物は12項目に影響するということでご説明頂きましたが、この17項目全体に関してチェックをして今のようなお話のポイントが出てきたと思いますが、それ以外のところでも、状況などをご報告頂き、この委員会で意見を言わせて頂いた方がいいのではないかと思います。

例えば水循環、自然との触れ合い活動の場や、廃棄物、温室効果ガスなど今後の展開を考えて結構重要なポイントも入っていますので、そういうところも少し入れて頂いた方が良いでしょうと思います。

会長 わかりました。今、事務局からのご説明は、今後、主にこういうことに気をつけてアセスの報告書を作成してほしいということの提言だと思いますが、サキ田委員が言われることが、どちらかというに出だしに当たるわけで、今後アセスの報告書を作成する上で、

どのような項目を合わせて考えていかなければいけないかということも、資料の1、今説明されたものと合わせてご意見を頂ければよろしいと思います。

サキ田委員が今言われた水循環のことをもう少し詳しくお話し願えますか。

サキ田委員 これだけ大きな建物を建てるわけですから、地域の水循環やその下の生物・生態系というの、何らかの影響があると思います。項目としてどこにも入っていませんね。工事中とか工事完了後に、上水と下水はどうするのかとの影響がほとんど項目には入っていないので伺いたいです。

それから、自然との触れ合い活動の場も、チェック項目に入っていますが、自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える変化の程度というのが、予測の項目をご説明頂きたいと思います。それと、この場が近隣の生態系などに与える自然との触れ合いの影響を今後考えるために、どういうことに、今後心掛けて頂きたいという部分が多いはずで。

また、温室効果ガスのところで、温室効果ガスの削減に取り組むということが入っておりますが、今後、社会的には今までの制度よりもかなり要求項目が高くなってきていますので、そういう時代の変化のときにつくる建物というのは予測が難しいと思いますが、この辺の温室効果ガス、あるいはそのエネルギー源をどうしていくかということも、きちんと検討して頂きたいと思います。

よろしく願いいたします。

会長 今お挙げになられたのは、水循環と生物・生態系、自然との触れ合い活動の場です。その3項目については、今どちらかというアセスの項目に入れなくていいという感じできていますが。

サキ田委員 確かに自然は丸になっていますが、内容は、私が期待しているのと違います。

会長 それを加えたらということですね。

サキ田委員 はい。

会長 それから、温室効果ガスについては、もっと詳しく今言われましたが、ここの予測のところは何が書いてあるかということですね。内容はこれから詰めてもらいますが、今のところ項目とアセスの手法をごく簡単に書いてあるだけです。

環境保全課長 会長さん、事務局から若干ご説明させていただきます。

まず、この冊子の62ページ目でございます。

事業者からの選定しなかった理由ですが、まず7.3.4の水循環につきましては、大量の地下水の揚水は行わず、周辺の地下水に与える影響は少ないということで、今回やらな

かったというものです。

また、生態系についても、既に市街化をされ、ビル化されている地域なので、本事業を実施したことによって影響は少ないのではないかという事業者側の言い分です。

また、59ページ目の大気汚染の最後の方のなお書きの部分で、なお、工事の完了後における集中熱源施設の稼働に伴う大気質への影響については、今後事業計画を検討していく上でということ書かれていまして、先ほどの温室効果ガスの件に関しては、まだどのようなエネルギー源を使っていくのかが、はっきりしていないということです。

また、工事の施行については、温室効果ガスを発生しないような材料を使っていくというものがありますが、先ほど申し上げたように工事期間中にも配慮されたいというもので、検討会の方は意見を述べさせて頂いております。

あと、サキ田委員からの61ページ目の自然との触れ合い活動の場ということで、これに若干書いてありますが、それにプラスアルファということで意見を述べられるということであれば、そういうことを加えていけばよろしいのかなと事務局としては思います。

小林委員 開発するに当たっては、今のものを基本として、より以上に開発するのですから、良い環境を期待するというようなお話を先ほどしたと思います。

更にそれをつけ加えますと、この資料の58から62ページまでですが、この選定した項目と理由の理由づけが非常に甘い感じがします。出来るか出来ないかは次の問題として、検討するとか、非常に甘い言葉になっています。もう少し詰められるものは詰めて方向性を持たすべきだと考えます。

それから、あの地域一帯で、外堀の中央線が一番低いですね。この開発地域は若干高いわけです。また、中央線の反対側の新宿区側を見ると、牛込の方に高くなってきます。汚れた水や空気は割合低いところに集まってくるので、調査地点は、新宿区としては、きちんとしないといけないような感じがします。

会長 今、58ページから62までが甘いと言われていますが、資料1の項目については詳細な調査が必要ということで、つけ加えて調査したり、項目でつけ加えたりなど具体的に指摘しないと、今後進めてもらえないと思います。事業者はフィルターをかけて、フィルターで残ったものが12項目ということで出てきております。除外されたものについては強力に進めないと、資料の1で書いておく必要があります。その辺でご意見頂ければ、スムーズに進められます。

小林委員 項目については、ここに挙げられているのでほぼ網羅していると思います。しか

し、この評価書の理由を見ると、開発をオーケーしたのなら、きちんとした理由づけがほしいと思います。

会長 今後、フィルターがかかったものについては、アセスメントの手法を用いて、詳細に評価して、対策内容なども出てきます。今のところはまだアセスに入っていないので、この位にぼかして書いているということも、理解した方がよろしいかと思います。

環境土木部長 会長がおっしゃるように、例えば大気汚染のところを見て頂くと、上から5行目の後半の二酸化窒素や浮遊粒子状物質は対象にすると明確に言っているわけです。逆に、以下のところの二酸化硫黄や一酸化炭素は対象としないと明確に言っているわけです。今後の検討課題の中で入れるのか入れないのかを少し、選定・非選定について検討する。これは若干ペンディングにさせてくれと、多分こういう表現になっていると思います。したがって、会長がおっしゃるように、例えばなお書きのところ、新宿区として入れるべきだと考えるのであれば、このような理由で入れてほしいとの意見を今言うかどうかという判断だろうと思います。

小林委員 工事中は一定の期間ですが、工事の完了後は建物、その地域というのはずっと続くわけですから、なお書きは非常に大事だと思います。

環境土木部長 そうですね。

基本的には二酸化窒素や浮遊粒子状物質などは完了後対象とすると明確に言っているわけです。我々の原案としては、先ほど佐藤課長からも説明がありましたように、新宿区側の予測ポイントが自動車についてなかったので、先ほど小林委員もおっしゃったように、そこについてはポイントを置いてほしいと、新宿区側へのどういう影響があるのかを明確に言おうということにしました。そのような意味では二酸化窒素が入り、浮遊粒子状物質があり、なおかつ我々としてはそれを新宿区側で予測評価するポイントを置いてほしいとの意見にさせて頂いたわけです。

このペンディングになっているのは、集中熱源施設の稼働に伴う、この辺が我々にはよくわからないところで、区として、この部分が必要だと明確に言える根拠を持ち合わせていなかったもので、あえて意見としては入っていません。ですから、相手方に意見として明確に言うには、理由を明確にしながら、こうしてくれと言わないと、聞き流されてしまうので、その辺をどのように言うかということ、是非議論して頂いた上で、言えるようにしたいと思います。

小林委員 例えば土壌の問題、汚染のものを見ても、進捗状況に合わせて明らかにしていく

とか、変形の程度とするとかという表現になっていますので、それでいいのかなと疑問に思いました。

勝田委員 今、部長さんの方からお話があった点ですが、地球温暖化ガスの排出と絡んで、熱源計画はとても大事だと思います。そこで、14ページの「本計画では高効率機器を積極的に導入しCO₂削減に取り組むように考えている。」というところまで留まっていますが、ここの部分は、相当突っ込んで聞いた方が私はいいいのではないかと思います。特に商業地域や住宅地域の2つの大きな建物が建つということに対してどのようなエネルギーを供給するのか、あるいはどのような熱源機、空調機を使うかということによって相当変わってきてしまうと思います。

それと同時に、この地域の建物を壊して新たに再開発するとなるともとの熱源機、フロンの排気される空調機のフロンの回収やそれをどうやって影響をなくしていくかというところを非常に私は懸念しますが、逆にうまくいくモデルになると思います。そういうところを、何か上手く合わせていかれるといいのではないかと思います。

内藤委員 今、環境問題は、これが点とすると、外側のイリコの関係で周りを考えなくてはいけないですね。この予定場所の西側になりますが、現在、飯田橋駅の東側も再開発工事が始まっています。片方は法政大学が再開発をして、タワーの高いのができています。この部分だけではなくて、周りの環境を含めた風害の問題や景観の問題を考えないといけないと思います。新宿区側の法政大学の新しく建ったビルを見ますと、夏はかなり光のグレアがすごいです。逆に法政大学の高い方の会議室に上がってみますと一望に見えます。この熱量の問題もありますが、駅の東側にできるものと、今度の再開発と法政大学がありますと、風の影響というのは複合的に、色々プラスの面もあるかもしれませんが、相当大きく影響が出てくると思います。

また、先ほど水の問題が出てきましたが、ここは低い方にお堀があります。あそこは江戸城の小松の石が残っていますが、その辺は水を抜いたりすると、工事中もさることながら、今後の影響が相当あると思います。ですから、工事中、あるいは工事以後も地盤と水の水体系など色々な影響が出てくる可能性もありますので、その辺も含めないといけない問題ではないかと思えます。

資料の2ページの断面ですが、実は我々新宿区の側から見ますと、逆に高い方と低い方の断面を見ていただかないと神楽坂などの影響というのはわからないと思います。だから、この辺をもう少し複合的に考えて頂く検討を、新宿区側からの基点で考えて頂くことが必

要だと思えます。なぜなら、神田川が流れてきて、ちょうどあの辺で水が溜まります。そうすると、万が一、地球温暖化で大雨が降った場合に、現在は神田川の増水はありませんが、複合的に飯田橋の近辺でまとまる場所になりますので、非常に危機も間接的に出てきます。榎地区は結構今までも増水しているので、そういうことから考えると、この水循環とか、水害の問題が、現に神田川処理はしましたが、今度はこちら側が処理されないといけない問題も往々に出てくると思えます。自然の地形は恐ろしいと思えますから、その辺も新宿区側から考えて対応をお願いしていく必要があると思えます。

サキ田委員 今、私も含め委員の皆さんで色々意見を申し上げているのは、きっと後々このような開発に、この方が絶対にいいはずだとか、長い目で見ればそういうことが本当に必要な時代になってきていると思えますので、せつかく環境影響評価について初めて審議会で見聞があるのですから、その辺をきちんと発言していくことは大事な事だと思えます。

最近、2050年にCO₂半減という話が度々出てくると、その時に何処がそれだけのことができるかを考えると、私たちの暮らしの場である住宅、地域の建物やこういう大規模の開発がどのぐらいの視点を持ってつくるかということで全部決まってくるような気がしますので、気持ちを込めて熱心に取り組んで頂くことが大事だと思えます。

加藤委員 意見を言わせてください。

1つは、今頂きました資料や新宿区のまちづくりの基本構想がありますし、千代田区もまちづくりの計画をお持ちになっておられて、確か新宿区は、この地域は賑わいの心を持った周辺ゾーンとお考えになっていると思うので、それには合致する開発だとは思えます。

しかし、今回の開発主体の後を見ると、警察病院とか公共用地が転換をされて、このような高層ビルになっていくときに、色々な影響を受けますので、まちづくりを是非区を超えて、東京都も連携をして、新宿区がリーダーシップをとって働きかけをしてもらえれば、新宿区に住んでいる方も、また働いている方も、住みやすい区になっていくと思うのでそういう要望だけをお伝えします。

川俣委員 この審議会が今回開催すること自体がよくわからないのでお尋ねします。例えばこれは千代田区に建つのを、隣接する新宿区だから意見を言えるということですか。意見を言うには、区長がその意見を言うときの、我々が意見案をつくるのかどうかは、わかりませんが、まずこの計画自体は幾ら審議しようと、始まってしまっているのですから基本的には止められませんよね。事前にこれだけの条件を私どもに説明して頂かないとおかしいです

ね。その説明の項目を求めるだけでしかないわけですか。

土地の適正な有効活用といっても、何を以て適正、有効なのでしょう。その辺の論議がないです。本当は区が違おうとなかろうと、全体の問題にしていく考え方にしなかったらおかしいです。何処かを止める権限や縛りというのは全然ないわけですね。

首都高の環境問題でも、どのぐらいの規模だと迷惑がかかるかの色々なシミュレーションをつくりながら住民を納得させますが、文京区と新宿区が何でここに160メートルをつくるのは、おかしいと言える場がないまま、変えられないというところまで来て、何か審議しても無駄に思います。何が我々にはできるんだろうかと。

会長 色々なレポートで説明されていますように、開発行為というものが出てくると、それによって開発周辺が一番マイナスの色々な影響が出てきます。今回の周辺には千代田区のほかに新宿区が隣接していますので、出来るだけ我々も、開発者側も、マイナスの影響とこののを少なくしたいと思います。

川俣委員 もう建つのが前提ならば、ポイントを増やしても、それだけで終わってしまうのに、何でこんな論議をしているのかと思います。言って変わるものならば、幾らでも真剣な論議しますが、変わらないんでしょう。

会長 一応でも、これから形状、大きさや手法など色々検討していく際に、事業者はそれを注意して開発行為を行いますので、意味があるわけです。黙っていたら本当に何にも意識しないで事業者は、開発行為を行い、垂れ流し的になってしまうということです。意見を言う機会を与えてもらったということで、喜ばないといけません。

川俣委員 例えば、多分このぐらいの平米数だと、430世帯以上は入ると思いますが、430台の駐車場では、足りるはずがありません。今まで歯抜けのようにまちまちに100円パーキングがありましたが、再開発して、駐車場が430台だと、来客者分を考えると、駐車場1つにしても問題があると思いますが、その辺がよくわかりません。

小林委員 私は、行政対行政ですから、意見を申し上げれば、修正はあると思います。つくるなどというのは全くだめです。しかし、全体で、その地域として、また隣接区からの意見は、千代田区としても修正等が出来ると思います。私はそういう発想のもとに申し上げました。本当にだめなら、初めからそんなことはやめた方がいいですね。だけど、私はそうではなくて、やっぱり行政対応というのはそんなに軽々しくないというように理解したのですが。

川俣委員 そうですか。多少でも変わるならいいです。ここに160メートルの建物が建つと

迷惑だと思えますよね。

会長 お互いに迷惑だと思えますが。

川俣委員 有効だという土地開発というのは、どうしてこれが有効なのか。また、どうしてこれをやらなくてはいけないのかという理由がわかりません。マスタープランに沿って、ここは商業地域、賑わいのあるまちづくりだと言われたから、つくってしまうみたいな感じですか。ここの住民の方たちが本当につくりたいのは果たしてこれなんだろうかと疑問に思います。これはディベロッパーが、勝手に利益追求のためにやっているのではないのかと考えてしまいますね。160メートル上に、住みたいと思って住んでいる人はいないと思いますがね。そこで、何でつくるという理由が明白でないとおかしいなと思います。

会長 開発が主体になっていますが、本当におっしゃられる点も一理あります

環境土木部長 まさに隣接区とはいえ、こちらから見る眺望では、電波障害などで、関係地域となっていますが、影響があるのではないかと思います。開発自体について物を言う機会があってもいいのではないかということは確かにありますね。どれだけ区として、周辺の地域として反映できるような言い方をしなくてはいけないので、言い方が難しいですが、おっしゃる気持ちはよくわかります。

一方で、アセスのやり方についての意見照会がきているわけで、そのようなアセスの手続方法を決める計画書の中で意見を言うことで我々の役割を果たせるとすれば、次に出てくる環境影響評価の案に対して、言えることは一定の限界はあるものの、意見を言うなどにつなげていきながら、何らかの形でその計画に反映することを伝えていくことが、我々の役割だと思えます。

川俣委員 何とか納得して努力します。

会長 色々ご意見を頂きましたが、そのようなアセスという一定の枠の中で、我々はまた提言を出すという制約があるわけです。そこで、事務局も私も申し上げたように、7 - 1の環境影響要因と環境影響評価の項目との関連表に書いてある項目の中で白抜きの部分は、事業者はアセスをやりません。その理由は、最初の方の40何ページから50ページ目までに書いてあるところの先程課長が説明したとおりです。

資料58ページに関してのご意見としては、水質汚濁、水循環、生物・生態系などなお一層こういった点に留意してアセスをやりなさいという意味を含めて、温室効果ガスについてご意見や熱源機についての話がありました。

それで、事務局としては、それに加えて、小林委員や内藤委員からの意見を参考にして、

ポイント、場所を、谷みたいなところなので、新宿側として大事なことだと思います。それを含めた色々な調査の原点は全体的に水の問題、大気の問題、風の問題に影響します。それは全体に通用する問題として、別の切り口だと思いますが、それを含めて今日出ましたご意見を事務局の方で整理してもらい、そして区長に、審議会の議事録を含めて、お出しになられたら良いと思います。

環境土木部長 今回の会長のお話も受けまして、まとめさせていただきます。

外堀の間に区の境がある地形でして、幾つかのご意見の中に、水の話や生物の話がありました。区としても外堀の環境については、外堀を区域に抱えている新宿区は、当事者として新宿区の立場も少し前面に出しながら、水や生物について何か言えないか、少し検討させて頂きたいと思います。

もう一点は、59ページのなお書きの集中熱源施設の稼働に伴う大気は、多分若干ここはペンディングであると思います。向こうの言い方ですが、項目としては窒素酸化物、SPMや浮遊粒子状物質の話だと思います。そこについては、なかなか難しいですが、議論の趣旨は、地球環境が大事だということが勝田委員、サキ田委員、小林委員からもありましたので、区としても温室効果ガスについてしっかりとやってくれということをおっしゃっています。また、熱源施設のことについても、できれば何らかのことを触れられるような言い方を少しつけ加えながら、大気、特にCO₂についても検討させて頂ければなと思います。

内藤委員 新宿区では、最近景観の調査をずっと東大の西村先生のところでやっけていまして、景観の保全、修景も全部調査は終わっていますので、それも是非入れて頂きたいと思います。

環境土木部長 景観は、区も大事だと考えています。

内藤委員 報告書がもう出ていますよね。

環境土木部長 とに一応大事だという意識から書いていますが、もしこんな観点からというのがあれば、それを踏まえさせて頂ければと思います。また、都市マスタープランだけではなく景観計画の言葉を入れてはどうかと思います。

内藤委員 そうですね。マスタープラン、プラス景観計画を入れておいて頂いたらどうでしょうか。

都市計画部長 幹事からよろしいでしょうか。

今の景観計画については、ご案内のとおり皆様の方や大学の学生さんと大分取り組みなが

ら、たたき台は頂いております。今後、私どももそちらの方向に沿って、景観の取り組みを進めたいと思っています。実は今、今後条例も新しくして、東京都の協議も踏まえながら進めている最中です。具体的な計画ということで、今のご指摘頂いた点も踏まえながら、景観のことも、もう少し現在そういった形で取り組みがあるので、それについてそこは神楽坂のところで切れているわけですが、その連続ということでのお考えも頂きたいという形で、事務局と相談をして内容については表記したいと思います。

会長 そうですね。

小林委員 資料1 の検討会の意見ですが、まさにこのとおりだと思いますが、1つお願いがあります。というのは、資料58ページ、59ページ以下の説明で、こういう項目を検討するに当たり、自分の住んでいる目の前に160メートル高さの建物ができたらという発想のもとに、もう一度この資料1を精査して頂くとありがたいと思います。

安田委員 これはどういう項目を調査するかということですね。

会長 今の段階はそれが一番大事です。

安田委員 これから、その結果が出るかと思いますが、今、汐留や品川に超高層ビルができて、温暖化問題とも関連しますが、ヒートアイランドに伴う風の変化や熱帯夜などの増大傾向が大都市で非常に大きい問題になっているので、このような項目が基本的にこの表の中にはありませんが、追加するということは出来ますか。

会長 これについては、その他の意見になりますね。都のアセスメントは項目が決まっていますからね。

安田委員 では、その他でも良いので、今言ったヒートアイランドに関わる原因となる温度分布や風の動き、それに伴う熱帯夜、真夏日がどのぐらいになるかということを入れた方が良いのではないですかね。

会長 相手にはどのように言うのですか。

安田委員 それを調べることです。

会長 今後の開発行為との関係は。

安田委員 開発行為というのはどういうことですか。開発した場合と開発しなかった場合に、どのような変化が起きるかということを中心に示すべきだと思います。その変化が非常に大きく、人間とか地域とかに大きい影響を与えて、負荷過程に近いことなら原則は、中止するなり修正することだと思います。この環境アセスメントの基本的な考えです。この超高層ビルに関しては色々な問題がありますが、最近非常に大きな問題になっているのは、

汐留や品川の風の動きが止まってしまうことです。そしてヒートアイランドにつながっていくというのが、温暖化の関係で大きい問題になっています。

会長 私は、昔、風洞実験をやっていましたが、建物の配置がある場合とない場合と、また、ある場合にはどのような形の建物を建てると風上、風下がどのように変化するか、また高さによる関係など色々調べたことがありますので、安田委員が言われた風の問題である程度要求はできると思います。まだ、建物の高さは決まっても形状が決まっていなわけですから、その関係を持たせて風下が特に影響あるし、風下といっても本当の後ろ側は風が静かになってしましますが、そでの部分や風上の部分などの脇が何倍かになります。

夏の時期は、そでの部分で新宿区側に影響が出てきますし、冬の時期は、若干風上で谷の部分の周辺で影響が出てくるかなと思いますので、形状を建築計画において考え、また風によるビル風害を少なくしてもらいたい要望は出せると思います。それから、ヒートアイランドの問題ですが、温度がどのくらい高くなるとか、そこまで今学術的には出来ませんね。ヒートアイランドも学生時代に新宿御苑で図っていたので良く解っていますが、無理ですね。

安田委員 無理というのは、どういう意味で無理なのですか。

会長 建物が建てられることによって何度増すとかということまでは無理ですね。

安田委員 それはある程度、シミュレーションはできないものですか。

会長 できませんね。

環境土木部長 会長も関わっていらっしゃるアセスの全体の話の中でよく議論になるところだと思います。そのような制度的に取り入れているところもあるのかもしれませんが、総合アセスという、今回このパンフレットでいう東京都がやることを全体に置くような流れがありまして、特に大規模なものや複合開発などのところでも、制度化に当たってもそのような議論があったと聞いています。比較行為を定量的にはなかなか難しいとしても検討できないかということがあったようです。会長がおっしゃるように、ヒートアイランドはなかなか難しく、今の東京都のアセスの制度の中で評価項目として挙げられていません。こういう項目を入れてと言ってもそのような意見があったんですかということになってしまおうと思います。

ですから、東京都に受け止めさせる意見をなるべく言うならば、我々として6番で、またそれ以外のところで、例えば防災のことや計画に反映してほしいというようなくだりを置いています。ですから、ヒートアイランドは確かに大きな課題ですので、ヒートアイラン

ド対策にも考慮した計画をきちんとつくってくださいといったことを今のアセスの制度の中でも意見として言うことは可能だとは思いますが。

サキ田委員 1点確認ですが、既にある項目に風環境という項目をうまく生かして頂くと、今のお話の点が評価できると思いますが、そういう性格のものではないということでしょうか。

会長 そういう性格のものですよ。

サキ田委員 ここを十分検討してほしいということですね。わかりました。

会長 それに基づいて、建物を建てたいわけですから、影響を小さくした建物の形状などが一番だと思います。

環境土木部長 このような風環境の項目があるので、きちんと風が流れるような配慮をしてくださいとの言い方は出来ると思います。

会長 では、色々ご意見を頂きましたので、まとめて資料1につけ加えることでまとめさせて頂いて、事務局一任ということで、お任せ願えますか。

(「異議なし」との返事あり)

会長 よろしく願いいたします。

では、議題の1につきましては、これで終わらせて頂きます。ありがとうございました。

新宿区環境基本計画の見直しの中間報告について

会長 では、2番目の新宿区環境基本計画の見直しの中間報告についてということでご説明をお願いいたします。

環境保全課長 それでは、お手元の資料2でございます。

環境基本計画の見直しにつきまして、本年7月31日に当審議会から答申を頂きました。この答申を受けまして、新宿区といたしましては、環境基本計画の改定の素案を作成いたしました。この度、10月5日から26日まで、一部、環境審議会の皆様方には、ご意見を沢山頂きたいということで30日を締め切りにご案内を差し上げましたが、改定素案についてのパブリックコメントを実施しました。

実施の方法といたしましては、10月5日号の広報やホームページにより周知をし、郵送、ファクス、電子メール等により意見を募集したところです。閲覧に当たりましては、区役所の本庁舎、特別出張所、区立の図書館、また環境学習情報センター等で閲覧できるようにいたしました。

その結果、意見の受付件数は、来庁件数が9件、郵送が2件、ファクスが18件、電子メールが6件ということで、計35名の方からご意見を頂きました。1人の方から何件かのご意見を頂いておりますので、意見数といたしましては82件でした。本日それをまとめさせて頂きました。

まず、4の意見の概要の計画に反映させるべき意見ということで(1)です。2ページ目には、(2)として計画に反映させないが今後検討するべき意見というものです。そして、5ページ目につきましては、既に行っているまたは計画に盛り込まれている意見、またその他の意見ということです。

若干概要などを説明します。

まず、計画に反映させるべき意見ということですが、具体的な参画、事業者ということにおきまして、1-1-2ということで、この施策体系を9ページ目に環境基本計画の進捗状況の点検というものを載せました。そこを対比しながらご覧頂きたいと思いますが、この中で、具体的な参画、事業者における事業の項目がございますが、「環境に関する法令を遵守するとともに」ということで修正をし、企業の公害は許さないとの行政としての強い姿勢を示すべきであるということで、この辺につきましては4-1-2に公害の監視・期制指導の充実という項目に記述をさせて頂きます。

次の2番目は、用語がわからないということが幾つかありますので、環境語集に追加をさせて頂きます。

5番目の2-3-1は景観形成の仕組みづくりですが、審議会、協議会を通しての参画が中心というのはいかかなものかということで、限定的なものではなくて、もっと一般区民、地域の人々の意見を聞く姿勢を持つべきであるということとして、区の考え方としては、「景観まちづくりに関する理解を深めるとともに、良好な景観の形成に資するよう、建物の更新時等には建物のデザインや色彩、緑化などに配慮する。」ということで、文言を訂正させて頂いております。

また、7番目の5で、地球温暖化・ヒートアイランド現象を防ぐという、新たに審議会答申により加えた項目で、基本目標ですが、ここで建物の敷地に「土」の部分を出るだけ多くすることや屋根にたまる雨水を下水道に直接流さず、ためて「土」の部分に流すというご提案を頂きました。これに対して、雨水の利用の実践や地域特性を生かしたまちづくりということで、反映をさせて頂きます。

次に、2ページ目です。同じく地球温暖化対策の部分です。省エネルギー環境指針では、

平成22年度に平成2年比5%増になっていますが、24年に8%増になっていますが、これは事務局の計算間違いでしたので訂正をさせていただきます。また、現在、新宿区の総合計画をつくっている中の成果指標との整合性をとることで、訂正したいと思います。

カーボンオフセットの文言はないということで、答申にもそのような文言を頂きました。そういう中で、計画に盛り込んでいくことと、用語集にも入れていきます。

次に、10番目の文章の中に「省エネルギー機器の導入促進」を追加したらどうかということで、区の役割として追加をすることにしました。

また、11番目の「オール電化」という表現は必要ないとのこと指摘を頂きましたので、割愛します。

最後の12番目ですが、答申を頂いた部分では世界のこと、日本全体のことなど色々な背景などをご論議頂きました。今回の素案は、その部分をカットしていますが、基本計画を作成する際に、前段で掲載したいと思います。

次に、(2)で計画には反映させないが今後検討すべき意見というものです。

1番目、2番目は、環境学習情報センターの場所を解りやすくすることやもう少し機能の充実を図るといったようなご意見です。また、後でご報告しますが、今、環境学習情報センターが耐震補強工事のため12月から3月まで、仮庁舎として旧四谷第三小学校の方に移転をして、運営をしています。そういう中で、4月のリニューアルに向けて十分考慮したいと思います。

3番目の1-3-1です。これにつきましては、商店にもっと環境に関心を持ってもらう必要があるということです。食事をする時に残さないために半ライスにするとか、割りばしを断ることのできる環境を区が作り上げていくことです。現在、区役所の食堂は、議会からのご質問もあり、割りばしを置かないことを徹底しました。更にマイばしやマイバッグの普及にも努めていくことで、普及啓発活動を充実していきます。

4番目の緑化の事業については、ばらばらに区広報に載せるのではなく、一般に周知されにくいということで、「空中緑花都市へ」のパンフレットに区が提供できるみどりのメニューを加えて、特別出張所などに置くなどのご提案を頂きました。わかりやすい周知方法やパンフレットに助成制度なども加えてPRをしていきたいと思っています。

5番目に、屋上緑化は余り期待できないということで、予算があれば別の街並みなどに使ってほしいというものです。屋上緑化につきましては、既に様々なところで施行されていますが、かなり緑が増えることや生き物の生息空間になるとか、ヒートアイランド現象

を緩和するような効果がうたわれております。その中から、進めていきたいと思っておりますが、街並みについては、歩く人から直接見える緑を増やす接道緑化の事業に助成を実施していきたいと思っております。

学校の緑化について記載してありますが、校庭等には地域や卒業生に長年親しまれた樹木があり、コミュニティのシンボルとして景観上も大切な存在であるのに触れられていないと。実際に新宿中学校の新校舎建設におきまして、多くの木が伐採されてしまいました。

「校庭樹木の緑の保護樹木の指定」を学校の具体的な参画に加えてはというご提案でしたので、教育委員会等にも確認しましたが、統廃合で新宿中学校を今建設中ですが、設計上残すことが困難で、そのために撤去をしたということです。その後、新校舎が建った後には、また樹木を再度植林していくことも検討しているようです。また、保護樹木制度につきましては、私有地にある貴重な樹木を指定し保護する制度ですが、学校や公共施設の大木や思い出の木も残していく仕組みを今後検討していきたいと思っております。

7番目に、ビオトープを管理する上で問題である水については、地下水の利用ができないかということですが、地下水のくみ上げについては、量によっては地盤沈下の影響が出てくるので、水雨水などの利用を今後検討していきたいと思っております。

10番目に、まち美化に「ガム除去」を入れるべきということですが、これも今後の検討課題ということで、ガム撤去などにも取り組んでいく回答をさせていただきます。

12番目、13番目は、新しいごみの出し方等についてです。ワンルームマンションにつきましては、管理会社やオーナーとの連携をして、適正な排出の仕方を今後とも指導していきたいと思っております。また13番目には新分別の方法のご提案です。これについても、このような形で周知を徹底していくことで回答させていただきたいと思っております。

3ページ目の16番目の一番下の一般家庭向けにも具体的な支援の仕組みがほしいというものです。省エネの日常化やエコ宣言を行ったりに対しましては、更にインセンティブな効果になる具体的なものを入れてほしいということです。今現在も環境学習情報センターで、省エネコンテスト、エコワングランプリというような名称で今年度も実施していますが、今後も広くPRをしていきたいと思っております。更にご提案のようなものにつきましては検討していきたいと思っております。

次に、4ページ目の17番、18番で太陽光発電のご提案がありました。一般家庭に普及させるということですが、昔と比べてかなり取り組みやすい金額にもなってきていますので、区としては、区有施設に率先垂範することで、区民の方に普及啓発を行っていききたい

と思っています。また、学校に対してのご提案ですが、やはり率先垂範ということで学校にも普及していきたいと思っておりますが、学校は、高圧電力を100ボルト、200ボルトに変圧をしている関係から、売電については、技術的に難しいと言われます。

あと、20番目に事業者の役割が書かれていますが、参画していく仕組みがわからないと、もっと具体的に提案すべきであるということで、例えば「水曜日はノー残業デーにして6時から7時を清掃活動に参加する」など。そうでなければ結局何もしないで終わってしまうというお話でした。環境白書につきまして、事業者の具体的な行動の例示を示す中で、広く啓発を図っていききたいと思います。

以上が取り組みを計画に反映させるべき、あるいは計画の文言には入れませんが、具体的に事業を検討する、実施をしていくというような項目でした。

5ページ目から8ページ目につきましては、今後、計画に盛り込んでいくかどうか検討する、あるいはこの辺は難しいということをもとめさせて頂いております。

最後に、10ページ目ですが、環境基本計画の見直しの答申を頂いた際に、具体的に検討する事項として幾つかご提案も頂いております。その中で、実際に事業化をしていくことで例示しました。

まず1番目に、地球温暖化対策・ヒートアイランド対策の強化です。率先垂範して新エネルギー等を導入して、PRをすることで、太陽光発電や風力発電により、照明などに利用する。また、その効果などをわかりやすく表示をすることです。現在、区役所本庁舎や区立の公園などに、そのような設置を検討しております。

また、学校等へ雨水貯留施設を設けて、雨水を植木に対する散水などに利用してもらうなど、細かい取り組みですが、率先してやっていきたいと思っております。

また、家庭や地域でできることの具体的な部分の例ですが、これも予算化、事業化をしていきたいと思っております。既に環境学習情報センターでは、ゴーヤによる「みどりのカーテン」の普及促進は行っておりますが、更にそれを充実して、区民の方々のモニターなどを募集しながら、その効果などを測定して、それを更に広めていきたいと思っております。また、区有施設についても、目に見えるような形で実施をしていきたいと思っております。

それと、答申の中で頂きました答申実現のための提案の部分で、区独自の方策を充実させるということで、今、伊那市との連携により、森林保全の取り組みを検討しております。まだ具体的などころには至ってはいませんが、区内で発生するCO₂を区内だけではなく友好提携を結んでいます区外の伊那市で吸収をしてもらうという仕組みをつくって頂いて、

それを広く区民にPRをしていきたいということで、伊那市内の森林の保全活動を、区の経費などを使いながら実施をしていきたい方向で調整中です。

具体的に環境基本計画の中に、追加をしていきたいと思います。

会長 ありがとうございます。

では、只今のご説明に、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

内藤委員 今、伊那市のお話が出ましたが、新宿区は高遠町とも提携していますよね。

環境保全課長 合併して伊那市になりました。

内藤委員 そういうことですか。

川俣委員 質問ですが、今後検討すべき意見とありますが、11番、12番で、いつも区は、例えば災害弱者の場合は、一時期名前が個人情報なので教えられないとっていました。時代とともに変わってはきていますが。例えば、新宿は投資用のワンルームマンションが非常に多いので、管理会社はいてもオーナーは遠隔地にいるとか、オーナーと一緒に住んでいるワンルームは結構気にしていますがね。

今、区としては、投資用等のワンルームマンションから色々疑問や質問が出ています。行政が、管理会社とオーナーに、何丁目の何番地のワンルームマンションについて、皆さんからこういう苦情が出ているのに関して今交渉中等の経過説明をしたり、掲示板を利用して説明するなどの使い方の方が住民としては喜ぶだろうし、人権の問題ではないだろうと思います。行政の立場としてはやはり隠しておきたいのかはわかりませんが、何をやっていても周りには見えません。住民はごみの問題が今一番困っていて、オーナーの指導に努めているのが住民にはわからない。公的な立場で、近隣の迷惑と考えた場合に、どこら辺までが許容範囲なのかを知りたいですね。環境というのは、一番壊れやすく壊れると広がってしまいますからね。

色々検討してもらって、できないならできない理由をきちんと我々にオープンにして説明してほしいです。できないときは、ただできませんときちんとした説明のないまま終わってしまうことが多いので。

環境保全課長 おっしゃることは十分わかります。確かにワンルームマンションに住んでいる方、全てではないですが、比較して、やはりごみの出し方や管理が徹底されていないところがありますので、どのような形で取り組んで、改善させているのか、所管課と相談して、今ご指摘があったような形で、取り組んでいる状況を逐次お知らせするシステムを少し考えさせてください。

川俣委員 進捗状況をオープンにしてもらった方が住民はもっと区の行政に対して信頼が置けると思います。応援しますから、一つ検討してください。

会長 わかりました。

ほかにございますか。

サキ田委員 このパブリックコメントを拝見して、地域の皆さんが環境について真剣に考えている方が多いという感じが非常にしました。その気持ちを普段の色々な生活に定着させることが、本当に大事だと感じて、読ませて頂きました。

今計画に反映させるべき意見というのを先に挙げて頂いて、次に計画に反映させないが今後検討するべき意見というところで、今20挙げて頂きましたが、これを基本計画に文言を入なくても、実際に私たちがまちの中で直ぐに出来そうなことやシステムさえあれば定着できそうなことが沢山あると思いますので、このあたりを環境白書作成の際に多くの具体例を掲載して、多くの人に周知して実践を広げることや何かご意見を活用していくと良いと思います。

あと1つ具体的な事例の中で、大都会の新宿区は、これが面白いねみたいな特色があると、新宿の多くの人が環境のことを話題にするのではないかと思います。私はこの頃、緑を増やすこと、みどりのカーテンのことまた、みどりのカーテンを増やす話と伊那市との連携の森林保全がありますが、街中と地域をつないで緑を愛する人を増やしていく交流を進めていく話を大きく育てていくと、とても新宿らしい話に育っていく感じがして楽しみが増えてきました。

あと1点、3ページの一番下の16番に一般家庭向けに具体的な支援の仕組みがほしいということが書いてあり、たまたま他区で温暖化対策の委員を受けていた時に、カーボンオフセット的手法を区内に取り入れることを答申しましたが、今その区は区内の大量のCO₂排出事業者からの基金で区内の環境対策支援をしていく仕組みづくりをしたいことを区議会に提案して、今検討している最中だと思います。そのようなシステムが出来れば、他区なども応援があれば取り組みができるところも増えていくと思います。色々な動きをみんなで見守って、出来るだけ面白そうなのは区内にもチャレンジしていく形になっていくと良いですね。

村山委員 お尋ねします。以前、百人町のポケットパークに、子供が畑を作っていた場所に柵で囲ってしまい、コンクリートを打ってしまったことに対して、許せないと話したことがありましたが、最近、また子供に、畑として開放したようです。また、公園の中にお年

寄りが1畳ぐらいの花を一生懸命植えていた場所に木を植えてしまったりしたことをお話したことがあります。最近、その木をとってまた花が植えてあるようですが、区の方から何かそのような指示をしたのかをお尋ねしたいのですが。いかがでしょうか。

環境土木部長 確か、3回位前の審議会の時に村山委員からそのようなお話がありましたので、担当課には伝えてあります。沢山区画があるので、どこの区画がどうなっているかは私も今直ぐにはご説明できませんが、順次、場所によっては、公園整備をする時に、違う区画に移ってもらうなどのやりくりをしながら行っているようです。そのような意見があったことも伝えながら、対応させて頂いています。

村山委員 ありがとうございます。

会長 では、ほかにございますか。

環境保全課長 情報提供ですが、今、戸塚の地区センターでは、新設のセンターを予定している中で、神田川の下に降りて水に触れ合える親水公園を作ろうと取り組んでいます。

環境土木部長 区民の皆さんが見て、なるほどと思うような場所に、例えば本庁舎の玄関、大きな公園のどこか、ソーラー的なエネルギー源で街灯をつけるなどして、今こうやってこれだけ発電していますということを表示したりしていきたいと思います。そのような一環で、ソーラーパネルで地盤沈下を招くような水量ではなくて、少しの水をくみ上げて散水に使ったり、修景的な水の流しに使ったりと色々と器具としてありますので、丸田会長からもかねがね水の活用ということを頂いていますので、幅広く区民の利用を考えていきたいと思います。

安田委員 5ページの整理番号1番のここの1番目の意見の要旨はもっともだと思いますが、それに対しての区の考え方は、「ご指摘のとおりですが、基本計画では一人ひとりの意識変化を重視しています。」とさりげなく答えていますが、余りよくないのではないかと思います。僕もいつも言っていますが、環境問題を解決する場合は、意識はモラルだけでは解決できなくて、そのモラルが働くような社会システムの再構築という意味ではここに書いてある環境教育などに焦点を絞って書いていますが、ここの指摘は、かなり重要な指摘だと思います。せめてこういう方向に、一人ひとりの意識を重視していますが、社会システムの改革に努めていますなどを書いていかないと、せっかくこの人が非常に本質的な問題提起をしているのに、何か無視してしまったみたいになってしまいますね。このように非常に重要な意見が35人で82件も短期間で沢山出てきて、新宿区はすごくレベルが高いと思います。非常にこのような本質的な問題提起を出す人に対して、きちんと答えていく姿

勢も大事だと思います。

環境保全課長 わかりました。ご指摘のように訂正させていただきます。

サキ田委員 今、安田委員が話されたポイントは、確かにこの区の考え方をさりげなくもう少しフォローを厚くして頂くことは大事ですので、そのとおりだと思います。

なお、新宿区基本計画は、商業都市を意識して、活力ある地域をつくるという意味では、経済との連携や企業や商店街の方の活力ある流れをどうつくるかを、基本目標1「ともに環境を改善する」個別目標1、2、3でかなり明確に入っています。この計画を色々な場で発信する時にも、そのような視点を大切にしていることを普段から入れて頂くことが多くの皆さんからの信頼を得る道ではないかと思っておりますのでよろしく申し上げます。

勝田委員 非常にレベルが高いとのご指摘でしたが、7ページ目の35、36ですが、これはご意見として承りますというのは正しいとは思いますが、パブリックコメントの方が間違えているのでお気を付け頂きたいと思えます。

私、新エネの方のエネ庁の審議会委員でしたが、天然ガスコージェネレーション・燃料電池・クリーンエネルギー自動車は、分類が大変難しいところですが、新エネの方に分類されています。というのは、既存のエネルギーもまだ普及が十分でなく、国が支援しなければならぬものに対しては新エネの概念が入っています。したがって、太陽電池、風力といった新エネとその分類からすると外れるのかもしれませんが、先ほど申し上げた定義からすると、このコージェネレーション、燃料電池、クリーンエネルギー自動車は、既存のエネルギーを上手に利用するところで新エネの方に分類されています。ヒートポンプは新エネには入っていません。東京電力の方だと思いますが。

安田委員 質問しますが、新エネの定義を教えてください。ソフトエネルギーとは違うみたいですね。

勝田委員 ソフトエネルギーも入っています。

安田委員 一部に入っているということですね。もっと広い概念ですね。

勝田委員 そうです。非常に効率がいいといいますが、天然ガスコージェネレーションなどは、徹底的にエネルギーを使っていく考え方ですが、エネルギー使用効率が高いです。

安田委員 効率が高いものを新エネというのですか。

勝田委員 ただ、これがあまり普及されていないのです。私も天然ガスコージェネレーションは、新エネではないかというスタンスで審議会に出ていましたが、まだ依然として入っていますね。水素社会等につながっていく考え方も1つあります。

環境保全課長 改正の動きなどはまだありませんか。

勝田委員 まだありません。

会長 ありがとうございます。

サキ田委員 再生可能な新エネルギーという言い方をするときは、再生可能エネルギーだけを分類するという、割に国際的にそのような分け方をする傾向になっていますので、そのようなペーパーを出さないと比較ができないので、そのような動きもありますね。

勝田委員 それはあります。

会長 ほかにございますか。

どうも有り難うございました。本当に熱心な、区民の皆さん方からご意見を頂戴して、今後の十分な資料にさせて頂きたいと思います。

その他

会長 それでは、これで議題を終わりにして、その他ということで事務局からご説明をお願いします。

環境保全課長 恐れ入ります。資料3ですが、先ほど申し上げたとおり、環境学習情報センターが耐震補強工事のために、四ツ谷駅そばの仮設の旧四谷第三小学校（本塩町2番地）で12月1日から3月までで運用させて頂いております。今後のスケジュールなどにつきましては表記のとおりです。来年4月1日にはリニューアルでのオープンをする予定です。

会長 ありがとうございます。

これで全ての議事は終わりましたが、今後のスケジュールなどがありましたらご説明ください。

環境保全課長 それでは、次回の審議会の開催ですが、年明け2月頃を予定しております。また、日程等が決まりましたら、ご連絡を差し上げます。

よろしく願い申し上げます。

会長 では、これを持ちまして本日の審議会を終わらせて頂きます。ありがとうございました。

午後4時01分閉会